

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	放課後児童クラブ使用料の減免の決定に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福知山市教育委員会は、放課後児童クラブ使用料の減免の決定に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事務を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

京都府福知山市教育委員会

## 公表日

令和8年2月13日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	放課後児童クラブ使用料の減免に関する事務
②事務の概要	子ども子育て支援法及び児童福祉法等関連法、条例に則り、行政手続きにおける個人を特定するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 保護者が就労などの理由で昼間不在であることにも対し、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供するとともにこどもの健全育成を図る。 (1)使用料減免の算定
③システムの名称	(1)子ども・子育て支援システム (2)中間サーバー (3)番号連携サーバー (4)市町村基幹業務支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
放課後児童クラブ情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条1項 別表第一の127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条155項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福知山市教育委員会 生涯学習課
②所属長の役職名	教育委員会事務局生涯学習課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒620-8501 福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7027
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	教育委員会事務局生涯学習課 〒620-8501 福知山市字内記13番地の1 電話0773-24-7067
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年10月 デジタル庁)の留意事項を遵守している。	

9. 監査	
実施の有無	[ ] 自己点検                      [ O ] 内部監査                      [ ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[      十分に行っている      ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている            2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない         </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[      ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]</div> <div style="text-align: right;">]</div> </div> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[      十分である      ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </div> </div>
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末・職員・参照範囲が必要最低限となるようアクセス制限を設定しているため、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ① 実施の有無		実施する	事後	
平成30年6月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠		番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)の116の項	事後	
平成30年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	課長 崎山 正人	教育委員会事務局次長兼生涯学習課長	事後	
平成30年6月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1000人以上1万人未満	1000人未満	事後	
平成30年6月26日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	事後	
令和1年5月17日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	教育委員会事務局次長兼生涯学習課長	教育委員会事務局生涯学習課長	事後	
令和1年5月17日	IV リスク対策	なし	項目追加	事後	
令和2年12月11日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	市長公室秘書広報課	市民総務部市民課	事後	評価の再実施のため
令和2年12月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数	令和1年5月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	評価の再実施のため
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法律の改正のため
令和8年2月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の94の項	番号法第9条第1項別表第一の127の項		
令和8年2月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)の116の項	番号法第19条第8号及び利用特定個人情報提供省令第2条155項	事後	法律の改正による別表第二の削除のため
令和8年2月13日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	市民総務部市民課	総務部総務課	事後	評価の再実施のため
令和8年2月13日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用	課題が残されている	十分である	事後	評価の再実施のため
令和8年2月13日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		項目追加	事後	評価の再実施のため
令和8年2月13日	IV リスク対策 10. 従業員に対する教育・啓発		項目追加	事後	評価の再実施のため
令和8年2月13日	IV リスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策		項目追加	事後	評価の再実施のため